

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第150号
事故等種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成24年8月11日（土） 21時45分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{ほつかいち} 巖島 ^{いづく} 聖埼北東方沖 廿日市市所在地御前港西防波堤灯台から真方位148°3,120m付近 （概位 北緯34°18.8′ 東経132°20.5′）
事故等調査の経過	平成24年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート つばさ、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	270-38148広島、株式会社広光建設
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷、船外機プロペラ翼に曲損 かき筏 枠組みに損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者10人を乗せ、宮島水中花火大会の見物を終えた後、巖島聖埼北東方沖を航行中、平成24年8月11日21時45分ごろ巖島北東方沖に設置されていたかき筏に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：19時02分ごろ
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、巖島聖埼北東方沖を航行中、かき筏に衝突したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、巖島聖埼北東方沖を航行中、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。